

重要事項説明書

ショートステイこじまのご案内
(令和 6年 4月 1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・開設年月日 平成30年 4月 1日
- ・所在地 長野県長野市若里五丁目8番6号
- ・電話番号 026-217-3864
- ・ファックス番号 026-217-3823
- ・管理者名 長沢 翔太
- ・介護保険指定番号 ショートステイこじま (2070107038号)

ショートステイこじまの目的と運営方針

ショートステイこじまは、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことで、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように短期入所生活介護サービスを提供し、在宅介護を支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(2) [ショートステイこじまの運営方針]

「ショートステイこじま営業者は、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、サービス計画に基づいて、日常生活上の世話及び機能訓練を行い、居宅における生活の継続を目指します。」「入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護福祉施設サービスの提供に努めます。」「明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 施設の職員体制

- 1 配置医 1名以上

配置医は、利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行い、短期入所生活介護に携わる従業員の管理、指導を行う。

2 介護看護職員

・介護職員 12.3名以上（常勤換算12.3以上）

・看護師、准看護師 1名以上（常勤換算1.0以上）

看護要員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。

3 生活相談員 1名以上

施設と地域、利用者との窓口として、利用相談、処遇上の相談、関係機関との連携にあたる。

4 機能訓練指導員 1名以上

身体機能の評価、リハビリテーション計画の立案を行い、訓練の実施、スタッフへの援助指導を行う。

5 栄養士 1名以上

利用者の栄養管理、食事指導を行い、施設の衛生管理に努める。

6 事務員 1名以上

利用料の作成、請求及び施設全般についての管理を行う。

入所定員等

・定員 40名

・療養室 個室3室 ・ 2人室1室 ・ 3人室1室 ・ 4人室8室

2. サービス内容

①短期入所生活介護計画の立案

（上記の内容を利用者及び家族に説明し、同意を得ます。）

②食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 7時30分～8時30分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分

③入浴（一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。

入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります）

④介護（退所時の支援も行います。）

⑤機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）

⑥相談援助サービス

⑦利用者が選定する特別な食事の提供

⑧理美容サービス（随時）

⑨行政手続代行

⑩その他

*これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただく物もありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関にご協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名 称	長野赤十字病院	
住 所	長野県長野市若里五丁目 22 番 1 号	026-226-4131
名 称	長野市民病院	
住 所	長野市大字富竹 1333-1	026-295-1199
名 称	厚生連篠ノ井総合病院	
住 所	長野市篠ノ井会 666-1	026-292-2261
名 称	長野医療生活協同組合長野中央病院	
住 所	長野市西鶴賀町 1570	026-234-3211
名 称	医療法人ひよし会東口病院	
住 所	長野市栗田 356-1	026-227-0770

・緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

・面会

14時00～18時00までの間で15分程度、1回2名までとさせていただきます。

・外出・外泊

職員に申し出て届け出用紙を書いてください。

・飲酒・喫煙

飲酒・喫煙は原則出来ません。

・火気の取扱い

火気の取扱いは危険ですので禁止いたします。

・設備・備品の利用

ベッド横に収納ロッカーがありますのでご利用ください。

・所持品・備品等の持ち込み

電気器具（ラジオ・電気毛布等）の持ち込みは職員に申し出てください。

・金銭・貴重品の管理

現金・貴重品は持ち込めません。

盗難などについて施設は一切責任を負いかねます。

・宗教活動

宗教活動・営利目的の勧誘などをご遠慮ください。

・ペットの持ち込み

集団生活上ペットの持ち込みは禁止です。

5. 非常災害対策

・防災設備

消火器・非常放送設備が備えられています。

・防災訓練

年2回実施いたします。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して生活を送っていただくために、利用者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には苦情処理担当及び生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、苦情処理担当及び生活相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

・ショートステイこじま

026-217-3864

その他の苦情処理窓口

・長野市市役所保健福祉部介護保険課介護 給付担当

026-224-5029

・長野県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情窓口

026-238-1580

8. 身体拘束について

原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、配置医又は管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

9. 虐待の防止のための措置について

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図り、虐待の防止のための指針を整備する。

従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を開催するために研修計画を定める。

前記掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じると共に市町村へ報告する。

10. 第三者評価について

等施設では第三者による評価は実施しておりません。

令和7年 6月1日改定